

（目的）

第1条 この要領は、学校法人松山大学（以下「本法人」という。）における建設工事を除く物品の購入及び役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

（定義）

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止、及び随意契約における業者選定の停止をいう。

（取引停止の措置）

第3条 理事長は、本法人と物品購入等契約を行おうとする者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより、期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

（取引停止に係る特例）

第4条 業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当する場合は、当該措置要件ごとに定める取引停止期間を比較し、最短期間のうち最も長い期間と最長期間のうち最も長い期間をもって、取引停止期間の範囲とする。

2 業者が取引停止期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合の取引停止期間は、別表各号又は前項に定める期間の範囲のうち最短期間の2倍の期間とする。ただし、極めて悪質な事由によるものと認められる場合には、当該取引停止期間は別表各号又は前項に定める期間の範囲のうち最長期間の2倍の期間とする。

3 前項において、取引停止期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止期間の開始日は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 理事長は、取引停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止期間を変更するものとする。

5 理事長は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

6 理事長は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号の一に該当する場合には、常務理事会の議を経て、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(1) 特許等、特別な技術を必要とする物品購入等契約の場合で、取引停止期間中の業者以外の業者がないとき。

(2) 緊急の物品購入等契約の場合で、取引停止期間中の業者以外の業者では、物品購入等契約の目的を達成することができないとき。

(3) 現に履行中の物品購入等契約に直接関連する物品購入等契約の場合で、取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められるとき。

(指名等の取消し)

第5条 理事長は、取引停止された業者に対して、現に競争見積の指名若しくは見積書の提出を依頼している場合、又はこれらに基づき見積書が提出され、開封等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 理事長は、第3条、第4条第4項から第6項まで、並びに第5条の措置を講じた場合は、当該業者に対し、遅滞なく別記様式第1号から第5号までにより通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 理事長は、取引停止期間中の業者が本法人との物品購入等契約の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第8条 理事長は、取引停止を行わない場合においても必要があると認める場合は、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(所管)

第9条 この要領に関する事務は、企画部企画広報課が行う。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この要領は、2016（平成28）年2月16日から施行する。

附 則（2024（令和6）年8月8日）

この規程は、2024（令和6）年8月8日から施行し、2024（令和6）年4月1日から適用する。

別表 取引停止の措置基準

区分	措置要件	取引停止期間
1. 契約違反	本法人の物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	認定をした日から1か月以上12か月以内
2. 落札決定後の契約辞退	本法人の物品購入等契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をした場合	認定をした日から1か月以上12か月以内

3. 談合	本法人に係る物品購入等契約において、競争見積妨害又は談合を行った場合	認定をした日から 1カ月以上12カ月以内
4. 不正行為	①本法人に対し架空請求を行った場合	認定をした日から 3カ月以上24カ月以内
	②納品の事実を偽った場合	認定をした日から 3カ月以上24カ月以内
	③提出書類に意図的な虚偽があった場合	認定をした日から 3カ月以上24カ月以内
	④本法人の許可を得ないで、物品の貸付、試供品の提供その他業者の将来的な営利を目的として営業活動を行った場合	認定をした日から 1カ月以上12カ月以内
	⑤その他本法人が不正と認めた場合	上記①から④を考慮し、理事長が決定する
5. 贈賄	①本法人の教職員に対し、贈賄を行った場合	認定をした日から 1年以上3年以内
	②本法人の教職員が責任者となる研究活動又はプロジェクトにおいて、分担責任者又は協力者に対し贈賄を行った場合	認定をした日から 1年以上3年以内
6. その他	①業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、本法人において営業行為を行った場合	認定をした日から 1カ月以上12カ月以内
	②本法人に対し不誠実な行為を行った場合	理事長が決定する
	③本法人以外の公的機関において取引停止の措置が行われた場合	社会的影響度等を考慮し、理事長が決定する
	④前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により本法人の物品購入等契約の相手方として不適当であると認められる場合	理事長が決定する

様式第1号

平成 年 月 日

(業者名)

(代表者) 殿

学校法人松山大学

理事長 印

### 取引停止通知書

この度、下記の通り、貴社との取引停止の措置を決定いたしましたので通知いたします。

#### 記

##### 1. 取引停止措置の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

##### 2. 取引停止措置の理由

以上

様式第2号

平成 年 月 日

(業者名)

(代表者) 殿

学校法人松山大学

理事長 ⑩

### 取引停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付をもって、貴社との取引停止措置が決定された旨通知いたしました。この度、下記の通り、当該取引停止期間の変更を決定いたしましたので通知いたします。

#### 記

##### 1. 変更前の取引停止期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

##### 2. 変更後の取引停止期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

##### 3. 取引停止期間変更の理由

以上

様式第3号

平成 年 月 日

(業者名)

(代表者) 殿

学校法人松山大学

理事長 ⑩

取引停止解除通知書

先に、平成 年 月 日付をもって、貴社との取引停止措置が決定された旨通知  
いたしましたが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知いたします。

以上

様式第4号

平成 年 月 日

(業者名)

(代表者) 殿

学校法人松山大学

理事長 ⑩

取引停止期間中の取引に係る通知書

先に、平成 年 月 日付をもって、貴社との取引停止措置が決定された旨通知いたしました。この度、下記の事案に限り、取引を行うことを決定いたしましたので通知いたします。

記

1. 取引停止期間中の取引

2. 取引停止期間中の取引の理由

以上

様式第5号

平成 年 月 日

(業者名)

(代表者) 殿

学校法人松山大学

理事長 印

取引停止に基づく指名等の取消通知書

この度、貴社との取引停止措置を決定したに基づき、 の指名等を取り消すことといたしましたので通知いたします。

以上

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号